



3. 前進する市町村教育委員会

市町村教育委員会は教職員の勤務評定の実施とからんで好むと好まざるとを問わず、それぞれの市町村における教育行政の責任者として管内各学校に勤務する教職員の人事管理をいかにすべきかという思索と判断をせざるを得ない立場に立たされた。

一方日々学校において無心に学ぶ児童生徒と正常な教育を切望する父兄ならびに地域住民を抱え、更に一方、県教委の実施規則の制定と教職員組合の撤回闘争を構えた市町村教育委員会の立場はまだまだかってない重大な危機であったということができよう。

かかる時流を背景として新法施行第3年目を迎えた市町村教育委員会は、行政体制その他になお多くの問題点を包蔵し、あらしにゆられる小舟を想像せしめるものがあつた。

A 市町村教育委員会運営上の問題点

この項は本年度文部省初中局地方課が全国ブロック毎の代表七県を対象とした市町村教委の実態調査の際、本県調査表に見られた問題点または希望意見をまとめたものである。

a 市町村教育委員会教育長給与が一部市町村を除いて概ね低額であり、市町村教育行政の志気に影響

をおよぼしている。

b 事務局組織が弱体であつて、教育行政能率の低下を来しているとともに、複雑化、高度化されていく地方教育行政に即応できないうらみがある。

c 事務局職員の研修の機会は極めて少く事務執行の能率化を妨げている。この点の改善工夫が望まれる。

d 教職員の人事は直接に学校運営、児童生徒の教育に影響することであるので、市町村教委、県教委それぞれの立場をどう調整していくか、その合理化は今後の問題点である。

e 県教委と市町村教委の連けいは、本県の場合極めてよく行われているが、市町村教委の主体性の確保、県教委の効率的な指導助言援助の確立の双方の立場からして今後なお研究する問題が残されている。

f 市町村教委相互間の連絡提携は、連絡協議会の適正な運営によってきわめて円滑に行われているが更にその趣旨を高度に発揮し、市町村教育行政の効率をより高めるためには具体策についてなお研究の余地は残されている。

g 財務事務に関しては特に意見、希望が多く、教育効果を高めるための教育予算の編成ならびに執行について、長、長部局との連携を密にし、相互の理解の融合をはかっていくことが必要であり、数多くの